



住民監査請求の 結果が まとまりました

平成30年4月12日に平成28年度国土交通省補助事業と財務省貸付金対象事業を活用した大山町道路改良工事に対して住民監査請求が提出され、5月30日に町に対して大山町監査委員から勧告がありました。

主な経緯

4月20日

総務課および建設課に、工事関係書類、補助金・交付金・貸付金関係書類、領収書などの提出を求めました。

5月9日

住民監査を請求された人に陳述の機会を与えました。

その後、監査委員で検討を重ね、5月30日に竹口大紀町長に対し住民監査請求の勧告書を渡しました。

勧告の内容

①大山町建設工事約款第45条に規定する履行遅延の場合における損害

監査委員の主な仕事

年間監査計画に基づき、次の検査を行っています。

■町の例月出納検査

月に1回会計管理者及び公営企業管理者の保管する現金の現在高及び出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかどうかを主眼として実施します。

■町の決算審査

決算その他関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行又は事業の経営が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施します。

■町の定例監査

町の財務に関する事務の執行、町の経営に係る事業の管理、町の事務事業の執行にかかる工事について年1回以上行っています。

■その他

住民の直接請求に基づく監査、随時監査などがあります。



②その他の請求は棄却する。
金について請負業者へ請求するよう勧告する。

この住民監査請求の結果については、大山町役場、中山支所、大山支所の掲示場に掲示してあります。

◆問い合わせ先

議会事務局

☎ 0859・54・5213

また、町のホームページにも掲載しています。